

看護小規模多機能型居宅介護事業所ひだまり 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(たつの市指定 第 2893600169 号)

当事業所はご契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意していただきたいことを次の通り説明いたします。

1、事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人桑の実園福祉会
- (2) 法人所在地 たつの市揖西町小神字塚原 1551
- (3) 電話番号 0791-66-1360
- (4) 代表者氏名 理事長 徳永 憲威
- (5) 設立年月日 昭和 63 年 11 月 1 日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
平成 26 年 4 月 25 日指定 たつの市 2893600169 号
- (2) 事業所の目的
住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、「通いサービス」「訪問介護サービス」「訪問看護サービス」「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称
看護小規模多機能型居宅介護事業所ひだまり
- (4) 事業所の所在地
たつの市神岡町東薺崎 543
- (5) 電話番号
0791-61-9012
- (6) 事業所長（管理者）
橋本 佳代
- (7) 当事業所の運営方針

介護的・医療的に重度の要介護者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「通いサービス」、「訪問介護サービス」、「訪問看護サービス」、「宿泊サービス」の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(8) 開設年月日

平成 26 年 4 月 25 日

(9) 登録定員 29 名

通いサービス定員 18 名 (1 日につき)

宿泊サービス定員 9 名 (1 日につき)

(10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが 2 人部屋など他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください。(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9 室	専用
	2 人部屋	なし	
	その他	なし	専用
	合計	9 室	専用
居間		専用	
食堂		専用	
台所		専用	
浴室		専用	
消防設備		専用	
その他		専用	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3、事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 龍野東中学校区の周辺にお住まいの方

※上記以外の地域の方は別途相談に応じます。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	24 時間 365 日
通いサービス	月～日曜日 6:00～21:00
訪問サービス	24 時間
宿泊サービス	月～日曜日 21:00～6:00

4、職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して月～日曜日に看護小規模多機能型居宅介護事業所を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況：職員の配置については、指定基準を遵守しています。)

従業者の職種	配置職員	指定基準
1, 事業所長（管理者）	1 人（兼務）	1 人（兼務）
2, 介護支援専門員	1 人（兼務）	1 人（兼務）
3, 介護職員	9 人以上（兼務）	利用者 3 人に対し 1 人
4, 看護職員	2.5 人以上（兼務）	2.5 人（常勤換算）

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、

常勤換算では、1 人（8 時間×5 人÷40 時間＝1 人）となります。

す。

(主な職員の勤務体制)

従業者の職種	勤務体制
1, 事業所長（管理者）	勤務時間 8:30～17:30
2, 介護支援専門員	勤務時間 8:30～17:30
3, 介護職員	勤務時間 ・早出 6:00～15:00 ・日勤 8:30～17:30 ・遅出 13:00～22:00 ・夜勤 20:30～ 9:00 ・宿直 20:30～ 9:00 その他利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4, 看護職員	勤務時間 8:30～17:30

5、当事業所が提供するサービスと利用料金

〈サービスの概要〉

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

ア、移動の介助

イ、養護（休養）

ウ、通院の介助等その他必要な介護

② 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

ア、日常生活動作に関する訓練

イ、レクリエーション（アクティビティ・サービス）

ウ、グループ活動

エ、行事的活動

オ、園芸活動

カ、趣味活動

キ、地域における活動への参加

④ 食事支援

ア、食事の準備

イ、食事摂取の介助

ウ、その他の必要な食事の介助

⑤ 入浴支援

ア、入浴または清拭

イ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

ウ、その他必要な介助

⑥ 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

⑦ 送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

（２）訪問サービス

①介護サービス

利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な支援を行います。

②看護サービス

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスの提供を行います。

ア、病状・障害の観察

イ、入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持

ウ、食事および排泄等日常生活の世話

- エ、床ずれの予防・処置
- オ、リハビリテーション
- カ、ターミナルケア
- キ、認知症利用者の看護
- ク、療養生活や介護方法の指導
- ケ、カテーテル等の管理
- コ、その他医師の指示による医療処置

※訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

※訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ア、ご契約者もしくはその家族等からの金銭または物品の授受
- イ、飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ウ、ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- エ、その他契約者もしくはその家族等に対して行う迷惑行為

（３）宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等、日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

（４）相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦ 家族、地域との交流支援
- ⑧ その他必要な相談、助言

〈サービス利用料金〉

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付対象とならないサービス)

介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の 9割、8割または7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の 1割、2割または3割の金額となります。

- (1) 通い・訪問・宿泊 (介護費用分) 全てを含んだ1ヶ月単位の包括費用額です。

利用料金は1ヶ月ごとの包括費用 (定額) です。下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額 (自己負担額) をお支払いいただきます。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

※ お手持ちの介護保険負担割合証が2割又は3割の場合は、サービス利用料金のサービス利用に係る自己負担額が、2倍又は3倍となります。

(以下、(2) 各種加算 (介護保険給付) ①～⑱についても同様となります。

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用に係る自己負担額	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円

☆1ヶ月ごとの包括料金ですので契約者の体調不良や状態の変化等により複合型サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または複合型サービス計画に定めた期日より多かった場合であっても日割りでの割引または増額はいたしません。

☆月途中から登録された場合または月途中で登録を終了された場合には、登録された期日に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

- ・「登録日」～利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
- ・「登録終了日」～利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます (償還払い)。償還払いと

なる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 各種加算（介護保険給付）

① 初期加算（30日まで）

看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として下記の通り加算分の自己負担が必要となります。30 日を超える入院をされた場合又は他の居宅介護支援事業所を利用された後に再び利用を開始した場合も同様です。

【初期加算】（1 日あたり）

サービス利用に係る自己負担額	30 円
----------------	------

② 認知症高齢者等への対応や常勤の看護職員の配置に対する加算

認知症加算（Ⅰ）

- ・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- ・ 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催
- ・ 認知症介護指導者研修修了者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定

認知症加算（Ⅱ）

- ・ 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又は端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置
- ・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認

知症ケアを実施した場合

- ・当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

認知症加算（Ⅲ）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、小規模多機能型居宅介護を行った場合

認知症加算（Ⅳ）

要介護状態区分が要介護２である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、（看護）小規模多機能型居宅介護行った場合

加算対象サービス	認知症加算 （Ⅰ）	認知症加算 （Ⅱ）	認知症加算 （Ⅲ）	認知症加算 （Ⅳ）
サービス利用に係る自己負担額	920 円（１月あたり）	890 円（１月あたり）	760 円（１月あたり）	460 円（１月あたり）

③ 介護従事者の専門性等のキャリアに関する加算（いずれか一つを算定）

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

- ・事業所の介護職員のうち介護福祉士が 70%以上配置されている場合
- ・事業所の介護職員のうち勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- ・事業所の介護職員のうち介護福祉士が 50%以上配置されている場合

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

- ・事業所の介護職員のうち介護福祉士が 40%以上配置されている場合
- ・事業所の職員のうち常勤職員が 60%配置されている場合
- ・事業所の職員のうち勤続年数が 7 年以上の職員が 30%以上配置されている場合

加算対象サービス	体制強化加算 （Ⅰ）	体制強化加算 （Ⅱ）	体制強化加算 （Ⅲ）
サービス利用に係る自己負担額	750 円 （１月あたり）	640 円 （１月あたり）	350 円 （１月あたり）

④ 看護体制の機能に伴う評価に関する加算・減算

下記の基準をいずれも適合する場合について加算となります。

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません

看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）

- ・算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が 100 分の 80 以上であること（Ⅰ・Ⅱ 共通）
- ・算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 50 以上であること（Ⅰ・Ⅱ 共通）
- ・算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 20 以上であること（Ⅰ・Ⅱ 共通）
- ・ターミナルケア加算の算定者 1 名以上（12 月間）（Ⅰのみ）
- ・登録特定行為事業所又は登録喀痰吸引等事業者として届出をしていること（Ⅰのみ）

【看護体制強化加算】

（1 月あたり）

加算対象サービス料金	Ⅰ	Ⅱ
サービス利用に係る自己負担額	3,000 円	2,500 円

訪問看護体制減算

- ・算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が 100 分の 30 未満であること
- ・算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 30 未満であること
- ・算定日が属する月の前 3 月において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が 100 分の 5 未満であること

【訪問看護体制減算】

（1 月あたり）

加算対象サービス	要介護 1・2・3	要介護 4	要介護 5
サービス利用に係る自己負担額	△925 円	△1,850 円	△2,914 円

⑤ **退院時共同指導加算**

病院、診療所又は介護老人保健施設を退院するに当たり、事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行い、退院後又は退所後に初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院又は退所につき 1 回（特別な管理を必要とする場合は 2 回）加算となります。

【退院時共同指導加算】 (1 月あたり)

サービス利用に係る自己負担額	600 円
----------------	-------

⑥ **緊急時訪問看護加算**

利用者又は家族の方と 24 時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合についての加算となります。

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません

【緊急時訪問看護加算】 (1 月あたり)

サービス利用に係る自己負担額	574 円
----------------	-------

⑦ **特別な管理を必要とする利用者に対する加算**

特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）

厚生労働大臣が定める状態（区分）にある利用者に対してサービスを行う場合に加算されます。

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません

【特別管理加算】（1 月あたり）

加算対象サービス	（Ⅰ）	（Ⅱ）
サービス利用に係る自己負担額	500 円	250 円

⑧ **ターミナルケア加算**

在宅又は事業所で亡くなられた利用者の方に対し、その亡くなられた日及び前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合につき加算となります。

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません

【ターミナルケア加算】

(当該月のみ)

サービス利用に係る自己負担額	2,500 円
----------------	---------

⑨ 専門管理加算

専門性の高い看護師が指定訪問看護、指定介護予防訪問看護及び指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関する計画的な管理を行うことを評価する加算です。

【専門管理加算】

(1 月あたり)

サービス利用に係る自己負担額	250 円
----------------	-------

⑩ 総合マネジメントに関する体制強化加算

総合マネジメント体制強化加算 (I) (II)

地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する加算となります。

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません

加算対象サービス	総合マネジメント体制強化加算 (I)	総合マネジメント体制強化加算 (II)
サービス利用に係る自己負担額	1,200 円 (1 月あたり)	800 円 (1 月あたり)

⑪ 訪問サービスの機能強化に関する加算

訪問体制強化加算

下記の基準をいずれも適合する場合について加算となります。

- ・ 訪問サービスを担当する常勤従業者を 2 名以上配置していること
- ・ 算定月における提供回数について、当事業所における延べ訪問回数が 1 月あたり 200 回以上であること
- ・ 事業所の所在する同一の建物に集合住宅を併設している場合は、登録者の総数のうち看護小規模多機能型居宅介護費の同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合算定する者の占める割合が 100 分の 50 以上であり、かつ、これを算定する登録者にする延べ訪問回数が 1 月あたり 200 回以上であること

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません

【訪問体制強化加算】

(1 月あたり)

サービス利用に係る自己負担額	1,000 円
----------------	---------

⑫ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者受入加算

- ・若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の方を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する
- ・若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定める

【若年性認知症利用者受入加算】（1 月あたり）

サービス利用に係る自己負担額	800 円
----------------	-------

⑬ 栄養改善についての加算

栄養スクリーニング加算

- ・サービス利用者に対し、利用開始時及び 6 か月ごとに栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文章で共有すること

【栄養スクリーニング加算】（6 月に 1 回を限度）

サービス利用に係る自己負担額	5 円
----------------	-----

⑭ 介護サービスの質の評価と科学的介護の取り組みに関する加算

科学的介護推進体制加算

下記の基準をいずれも適合する場合について加算となります。

- ・利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

サービス利用に係る自己負担額	40 円（1 月あたり）
----------------	--------------

⑮ 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用を評価する加算

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）

- ・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されたこと
- ・見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること
- ・職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
- ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること
- ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと

加算対象サービス	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
サービス利用に係る自己負担額	100 円（1 月あたり）	10 円（1 月あたり）

職員の処遇に関する加算

⑯ 介護職員の処遇改善に関する加算

- ・介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用できるよう推進する観点から、「基本サービス費」と「（算定させていただいた）加算」の合計金額に該当するパーセンテージを掛けた金額が介護職員等処遇改善加算となります。

*当該加算については区分支給限度額の算定には含まれません

*自己負担金（食事、滞在費等）は掛け率に含まれません

	I（イ）	I（ロ）	II（イ）	II（ロ）	III	IV
介護職員等 処遇改善加算	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%

⑰ サービスの提供が過少である事業所に対する評価の適正化

※過少サービスに対する減算

事業所の利用者1人当たりの1ヶ月における平均サービス提供回数が

一週間に4回未満の事業所について適用されます。

所定単位数に70/100で算定

※短期利用料金

要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
サービス利用に係る自己負担額	570 円	637 円	705 円	772 円	838 円

①介護従事者の専門性等のキャリアに関する加算（いずれか一つを算定）

※当該加算については区分支給限度基準額の算定には含まれません
サービス提供体制強化加算については P8 と同じ

加算対象サービス	体制強化加算 (Ⅰ)	体制強化加算 (Ⅱ)	体制強化加算 (Ⅲ)
サービス利用に係る自己負担額	25 円 (1 日あたり)	21 円 (1 日あたり)	12 円 (1 日あたり)

⑱ 褥瘡マネジメントに関する加算

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）

利用者ごとに、利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価すること。少なくとも 3 か月に 1 回評価を実施し、評価結果を厚生労働省に提出すること。

褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている事業所において、利用開始時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生が無い、または利用開始時に既に存在した褥瘡が治癒した場合。

※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算不可

1、加算対象サービス	褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)
2、サービス利用に係る自己負担額	3 円（1 月あたり）	13 円（1 月あたり）

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前期

のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

ア、1枚 10円

③ 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

ア、朝食 300円

イ、昼食 680円（おやつ代含む）

ウ、夕食 570円

エ、おやつ 90円

④ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

ア、短期宿泊 3,210円

イ、長期宿泊 2,160円（おおむね週5回以上）

⑤ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業実施地域（龍野東中学校区）及び、通常の事業実施地域外で当事業所から半径5km圏内への送迎や訪問に対して行う送迎費及び交通費は無料とし、通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所から半径5km圏外への送迎や訪問に対して行う送迎費及び交通費として、下記の料金をいただきます。

ア、送迎 240円（片道分）

イ、交通 240円（片道分）

⑥ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

ア、実費相当額をいただきます。

⑦ 日常生活上必要となる諸費用

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

ア、実費相当額をいただきます。

⑧ おむつ代

ご利用時に事業所のおむつ等を貸し出した場合、費用を負担いただくか現物返却をしていただきます。

ア、S：60円 M：70円 L：80円 LL：90円又は現物返却

⑨ 理容（福祉会利用）

毎月（原則：毎週月曜日）、定期的に理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

ア、実費相当額をいただきます。

⑩ 電気代

宿泊時にお部屋でテレビ等の使用があった場合、費用を負担いただきます。

ア、60円／日（対象者）

イ、210円／日（室内酸素をご利用の場合）

⑪ 貴重品管理料

事業所にて通帳等管理させていただく場合に費用が発生します。

ア、3,300円／月

⑫ マスク代

ご利用時にマスクを持参されていなかった場合などに、事業所のマスクを使用された時に費用を負担いただきます。

ア、10円

☆介護保険の給付対象とならないサービスに係る利用料金については経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前（1ヶ月前まで）に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

（４）利用料金のお支払い方法

前記、（１）、（２）の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

① 利用料等については1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 口座振替（利用料の自動引き落とし）

桑の実園福祉会が指定する金融機関に口座をお持ちの方、もしくは口座開設される方は口座振替が出来ます。（手数料は福祉会の負担）

なお、口座振替を希望される方は事務所へ必要書類を提出下さい。

イ. 下記指定口座への振り込み

i・西兵庫信用金庫 龍野支店 普通預金 0208130

口座名義 社会福祉法人桑の実園福祉会

特別養護老人ホーム桑の実園 理事長 徳永憲威

ii・兵庫西農業協同組合 揖西支店 普通預金 0014797

口座名義 社会福祉法人桑の実園福祉会

なお、振込料は振込ご依頼人様にてご負担下さい。

ウ. 窓口での現金支払

（５）利用の中止、変更、追加（契約書第 9 条参照）

☆看護小規模多機能型居宅介護事業所は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に「通いサービス」、「訪問介護サービス」、「訪問看護サービス」、「宿泊サービス」を組み合わせる介護サービスを提供いたします。

☆利用予定日の前に、ご契約者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者へ申し出て下さい。

☆介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は 1 ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も 1 ヶ月の利用料は変更されません。ただし、介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日 17 時までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日 17 時までに申し出があった場合	当日の利用料金の 50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

☆サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所計画について

当事業所では、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「通いサービス」、「訪問介護サービス」、「訪問看護サービス」、「宿泊サービス」を柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援いたします。

事業所は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で複合型サービス計画を定め、またはその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6、運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構 成	利用者、利用者家族、地域住民代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護事業所についての知見を有する者等
開 催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等についての記録を作成

7、サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	とくなが病院
所 在 地	たつの市神岡町東薺崎字鍵田 473-5
診 療 科	内科、神経内科、外科、整形外科、眼科、リハビリ科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	石原歯科
所在地	たつの市揖保川町山津屋 1 2 9 - 3

③ 協力社会福祉施設

福祉施設の名称	特別養護老人ホーム桑の実園
所在地	たつの市揖西町小神字塚原 1 5 5 1
福祉施設の名称	老人保健施設旭陽
所在地	たつの市揖西町小神字塚原 1 5 5 6 - 1

8、非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また避難訓練を年 2 回以上、ご契約者も参加して行います。

たつの市消防署への届出日 令和 6 年 3 月 1 日

防火管理者 橋本 佳代

〈消防用設備〉 火災報知器 非常通報装置

非常用照明 誘導灯 消火器

9、サービス利用を終了する場合（契約の終了について）

契約期間満了の 7 日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に 6 か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下の事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 18 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定により、ご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下（1）をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下（2）をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに

解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②事業所の運営規程の変更に同意できない場合③ご契約者が入院された場合（一部解約できません）④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約できません）⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、1 か月以上の予告期間において文書で理由を通知することにより、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合、もしくはその恐れのある場合②契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間（1ヶ月）を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④契約者の行為が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合、もしくはその恐れのある場合 |
|---|

（３）契約の一部が解約または解除された場合（契約書第 22 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

（４）契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10、サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活、環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約

書第 11 条、第 12 条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧・複写物の交付をいたします。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤事業者及びサービス従事者は、原則として契約者又は利用者に対し身体的拘束をしないこととし、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず拘束を行う場合には速やかに身元引受人・家族等に状況説明を行い、承諾の上実施し、必要となった理由及び行った期間・解除の日時等をサービス提供記録に明記することとします。
- ⑥契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供するほか、必要に応じて他の居宅介護支援事業所の介護支援専門員をはじめ関係機関への情報を提供させていただく場合がございます。ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

1 1、サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条、第 14 条参照）

☆居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用していただきます。

☆故意、または、わずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

☆当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

（2）喫煙

☆施設内は全て禁煙となっております。

1 2、損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、次の加入保険により事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

<保険会社> 損害保険ジャパン株式会社

<保険の名称> しせつの損害補償

<保険会社> 一般社団法人 全国訪問看護事業協会

<保険の名称> 訪問看護事業者総合補償制度

守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

13、苦情の受付について（契約書第26条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00）

ひだまり 管理者 橋本 佳代 (0791)61-9012

福祉情報室 理事長 徳永 憲威 (0791)66-1360

（2）行政機関その他苦情受付機関

兵庫県国民健康 保険団体連合会	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
	電話番号	(078)332-5617
	FAX番号	(078)332-5650
	受付時間	9:00～17:15 月～金
たつの市役所 高年福祉課 介護保険係	所在地	たつの市龍野町富永1005-1
	電話番号	(0791)64-3155
	FAX番号	(0791)63-0863
	受付時間	8:30～18:00 月～金

※ 上記のほか、ご契約者の住所地（市町）の窓口でも受付できます。

（3）第三者委員の設置

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置しています。

第三者委員 山口 昇 （監事） 電話 0791-65-0343

第三者委員 有田 尚徳 （弁護士） 電話 079-288-7266

14、福祉サービス第三者評価の受審

当事業所は、「福祉サービス第三者評価」を受審しておりません。

15、衛生管理

- （1） 当事業所で使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了後の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。
- （2） 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。
- （3） 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対

策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (4) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (5) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (6) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

16、虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

17、業務継続計画の策定等

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

個人情報の利用目的

(令和8年6月1日現在)

看護小規模多機能型居宅介護事業所ひだまりでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔看護小規模多機能型居宅介護事業所ひだまりでの利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービス又を提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち－外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

看護小規模多機能型居宅介護事業所の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所ひだまり

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護事業所の提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所

氏 名 印

私は、契約者が事業所から重要事項の説明を受け、看護小規模多機能型居宅介護事業所の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

（署名代行者）

住 所

氏 名 印

契約者との関係 （ ）

（立 会 人）

住 所

氏 名 印

契約者との続柄 （ ）